

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 2日  
照会部署名 八幡年金事務所適用調査課  
照会担当者 森 美穂  
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 柳本

(案件)

(受付番号) No. 2010-119	報酬の範囲について
------------------------	-----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

＜健康保険通知昭和38年2月6日庁保険発第三号、及び昭和47年10月18日庁保険発第三〇号について＞

標記につきまして、適用事業所から照会を受けましたが、上記の通知の解釈について判断しかねますので、御教示願います。事業所からの照会の内容ではみなし給与とも思われますが、みなし給与の場合、報酬に含むべきかどうかの判断もしかねますので、御教示願います。

なお、照会の内容は、下記のとおりです。

記

事業所の従業員ならびに役員全員を対象として、生命保険加入を検討しています。生命保険料の1/2を事業主が負担し、1/2を（福利・厚生費の項目ではなく）給与・役員報酬の項目から拠出する予定です。給与・役員報酬の項目から拠出する保険料に関しては被保険者の報酬に含めないといけないのでしょうか。

- ・保険の種類は、養老保険である。
- ・契約者は、事業主である。
- ・死亡保険受取人は事業主である。
- ・満期保険受取人は従業員・役員である。
- ・生命保険解約時の保険料は、従業員や役員に払い戻すことはなく、退職金の原資として事業所に支払われる。
- ・生命保険料に対しては所得税住民税が課税されるが、税額は事業主が負担する。

- ・給与明細に計上する項目は、現在検討中である。
- ・事業所に勤務する全員を対象としている。

本来従業員・役員の退職金の準備として加入する生命保険でありますので、福利・厚生費の項目で計上できれば問題ないと考えられますが、福利・厚生費の項目では、死亡保険受取人が遺族となり、事業所の運営上支障が生じるため、死亡保険金の受取人を事業主とすることができるこのたびの拠出方法を選択することにしました。拠出項目上、給与明細に記載されますが、従業員・役員には説明の上、このたびの生命保険加入に対し、従業員・役員の新たな負担などが生じないよう、事業主がすべて負担する形をとっております。

生命保険料を事業主が負担する上、その保険料が報酬とみなされると生命保険料に対する社会保険料も生じるため、事業主の負担が重くなりますので、拠出方法を検討しなおしたいと思います。

(回答)

ご照会の事例については、全従業員を対象に事業主が保険料を負担していることや、死亡保険受取人が事業主であることから判断すると、当該生命保険料は被保険者の提供する労務に何らかの金銭的評価を行い、それを還元しているものとは言えない。

したがって、当該保険料については報酬に含めない取扱いとなる。

回答日 平成22年3月 4日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
回答作成者 (一般) 村上 泰史  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上